

「地理空間情報の二次利用促進に関する ガイドライン(測量成果等編)」 の改正について

令和5年8月30日

測量行政懇談会 令和5年度第1回流通・活用制度部会

- 地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン(測量成果等編)の概要
- 論点の整理
- 改正の論点
 - 論点1:技術進展関係
 - 論点2:法制度関係
- 今後の進め方(案)

地理空間情報の二次利用促進に関する ガイドライン(測量成果等編)の概要

位置づけ

地理空間情報活用推進会議のガイドラインを踏まえつつ、地理空間情報のうち測量成果等に特化。

適用対象: 国、地方公共団体等(測量成果等を整備・更新・提供・流通する者)

取り扱う範囲: 基本測量成果・公共測量成果などの測量成果等(地図・写真等)

※法的拘束力を持たない、あくまで標準的な考え方の指針

目的

測量成果等を整備・更新・提供・流通させる場合の知的財産権に関する留意点等を明確にすることで、それらの二次利用の促進を図る。

内容(現行)

- 著作権法等の関係法令及び判例等をもとに、**二次利用促進の観点からの測量成果等の整備・更新段階における留意点**を紹介。
- 測量成果等に係る著作権を有する場合において、**二次利用の場面ごとの利用許諾等の考え方**を解説。
- 測量成果等の**著作物性の有無に関する考え方、利用・提供における著作権処理等の基本的考え方**を紹介。

論点の整理

二次利用ガイドラインの改正にあたっては、社会情勢、技術の変化を踏まえた変更が必要である。具体的には以下の視点で現行ガイドライン制定(平成23年11月)以降の変化を反映する必要がある。

○ 技術進展による変化 ⇒論点1

新しい測量技術の普及など、技術進展による変化を踏まえ二次利用における影響を整理し、反映する必要がある。

● 新たに取得可能となった測量成果等に関する検討事項:

技術進展による新しい測量技術の普及により、高精度なデータが取得できるようになったことを踏まえ、知的財産権上の留意事項等を整理する必要がある。

新たに取得可能となった測量成果等に関する知的財産権を整理し、測量成果等の整備、提供の各段階における実務の観点からの権利処理の方法等について検討する。

○ 法制度の変化 ⇒論点2

現行ガイドライン制定(平成23年11月)以降の法改正のうち、測量成果等に影響のある部分についてガイドラインに反映が必要。二次利用促進の観点から、以下の視点で整理する必要がある。

● 二次利用に関連する法令の改正等を踏まえた検討:

現行のガイドラインで対象としている法令等の、法改正等の内容から、反映すべき内容を整理。

● オープンデータ化の考え方の普及を踏まえた検討:

オープンデータ化の推進に伴うガイドライン・指針等の整備の潮流を踏まえ、オープンデータ化に関するルールを整理。

論点1:技術進展関係

新たに取得可能となった測量成果等に関する 検討事項

- 検討対象とする新たに取得可能となった測量成果等
 - 検討対象とする測量成果等として、従来の2次元の地図や空中写真等に加え、3次元点群データ(付随する写真も含む)等の3次元の地理空間情報を抽出。
 - ・ 現行ガイドライン制定(平成23年11月)以降に、作業規程の準則の改正、マニュアルの公表等によって新たに追加された技術のうち、二次利用の観点で着目する技術を整理。
 - ・ 上記のドキュメントで新たに追加された技術の他、既存の技術を利用しながら、測量成果等としての3次元点群データ(付随する写真も含む)等の3次元の地理空間情報などの新たな測量成果等についても整理。
- 新たに取得可能となった測量成果等に関する知的財産権の整理の視点
 - ① それぞれの測量成果等(途中段階で取得されたデータを含む)が知的財産となる場合の留意点等
 - ・ 測量成果等が知的財産になりうるのは、当該測量成果等が著作物である場合のみ。
(測量成果等自体には商標性、意匠性がないため、商標権及び意匠権については検討対象外)
 - ・ 著作物となるか否かの判断及び著作物となる場合の、法令上留意すべき事項等を整理する。
 - ② それぞれの測量成果等(途中段階で取得されたデータを含む)を作る過程で、意図的に(あらかじめ作業工程で想定する形で)他者の測量成果等(著作物)を利用する場合の留意点等
 - ・ 地図等を作成する際、第三者が著作権を保有する測量成果等を用いるかどうかを整理する。
 - ・ 第三者が著作権を保有する測量成果等を用いる場合、法令上留意すべき事項等を整理する。
 - ③ それぞれの測量成果等(途中段階で取得されたデータを含む)が第三者の権利を含む場合の留意点等
 - ・ 各測量成果等に第三者に著作権・意匠権・商標権が設定された地物を含むかどうかを整理する。
 - ・ 各測量成果等に第三者に著作権・意匠権・商標権が設定された地物を含む場合の法令上留意すべき事項等を整理する。
- 新たに取得可能となった測量成果等に関する知的財産権に関する処理等留意点に関する整理
 - 上記①～③で整理した法令上の留意事項等を踏まえ、第三者が二次利用することを見越して、測量成果等の整備、提供の各段階における実務の観点からの権利処理の方法等について整理する。

測量成果等に関する知的財産権の整理

【測量成果等に関する知的財産権】

- 主な知的財産権について、各権利の性質及び測量成果等が知的財産となりうるか、測量作業において取得される測量成果等に第三者が知的財産権を保有する地物等が含まれうるかを整理した。
- ガイドライン改正にあたっては、主な知的財産権のうち、測量成果等に関連する意匠権、商標権、著作権を検討の対象とする。

	主な知的財産権				
	産業財産権		意匠権	商標権	著作権
	特許権	実用新案権			
保護対象 (※)	発明	物品の構造・形状の考案	物品、建築物・内装、画像のデザイン	商標 (商品やサービスに付けるマーク (文字、図形) 等)	著作物 (思想又は感情を創作的に表現したもの)
保護対象の種類	思想・アイデア (目に見えない)		モノ・デザイン (目に見える)		
対応する法令			知的財産基本法		
	特許法	実用新案法	意匠法	商標法	著作権法
測量成果等が知的財産となりうるか	(対象外：保護対象が目に見えない思想・アイデアのため)		測量成果等は意匠の保護対象である物品・建築物・画像 (操作画面等) ではない	測量成果等に商標性はない	登録手続なしに測量成果等は 著作物に該当する場合がある
測量成果等に第三者が知的財産権を有する地物等が含まれうるか			第三者が意匠権を保有する建築物が含まれる可能性がある	第三者が商標権を保有する広告物・建築物等が含まれる可能性がある	著作物 (建築物・看板・ポスター等) が含まれる可能性がある

※参考：特許庁HP、令和5年7月18日に閲覧、
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/index.html>

新たに取得可能となった測量成果等に関する検討事項

論点1:技術進展関係

○新たに取得可能となった測量成果等に関する検討事項

【ガイドライン改正における検討事項案】

- 従来の2次元の地図や空中写真等に加え、3次元点群データ(付随する写真含む)等の3次元の地理空間情報が対象。

(1)知的財産権を含む測量成果等に関する権利帰属等の整理

- ①それぞれの測量成果等(途中段階で取得されるデータを含む)が知的財産となる場合の留意点等
- ②それぞれの測量成果等(途中段階で取得されるデータを含む)を作る過程で、意図的に(あらかじめ作業工程で想定する形で)他者の測量成果等(著作物)を利用する場合の留意点等
- ③それぞれの測量成果等(途中段階で取得されるデータを含む)が第三者の権利を含む場合の留意点等

(2)知的財産権に関する権利処理の方法等の整理

【本日議論いただきたい事項】

- 従来の2次元の地図や空中写真等に加え、3次元点群データ(付随する写真含む)等の3次元の地理空間情報の他に、対象とすべき測量成果等はあるか。
- 検討すべき知的財産権として、著作権、商標権、意匠権の他にあるか。
- 知的財産関連法令のほかに、検討対象とすべき法令はあるか。
- 知的財産権侵害への該当性を判断する際の指標として、以下を想定。その他の指標はあるか。
 - ✓ 精度(画像の解像度、点密度)
 - ✓ 取得頻度
 - ✓ 撮影方向(データ取得の範囲)
 - ✓ 測量成果等イメージ

論点2:法制度関係

二次利用に関連する法令の改正等を踏まえた 検討事項

【二次利用に関連する法改正の整理】

- 現行ガイドラインで対象としている法令について、現行ガイドライン制定(平成23年11月)以降の法改正内容を整理。
 - 改正内容のうち、ガイドライン改正に影響し得る内容として、著作権法の付随対象著作物に利用に係る規定、デジタル化・ネットワーク化の進展及び教育の情報化に関する権利制限規定の整備がある。

法令	改正日	改正内容	
① 知的財産権に関して配慮すべき事項等が規定されている法令	著作権法	平成24年 6月27日	付随対象著作物の利用(いわゆる「写り込み」) 等、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等、公文書等の管理に関する法律等に基づく利用、著作権等の技術的保護手段、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備
		平成26年 5月14日	電子書籍に対応した出版権の整備、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備
		平成30年 5月25日	デジタル化・ネットワーク化の進展、教育の情報化、障害者の情報アクセス機会の充実、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備
		平成31年 4月1日	「デジタル教科書」の導入に伴う権利制限規定等の整備
		令和2年 6月12日	インターネット上の海賊版対策の強化、 著作物の円滑な利用・適切な保護を図るための措置(写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大等)
		令和3年 6月2日	図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等の権利処理の円滑化
		令和5年 5月17日	著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等、立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置、海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

※ 整理した内容のうち、ガイドライン改正に影響し得る内容を太字で記載

【二次利用に関連する法改正の整理】

- 現行ガイドラインで対象としている法令について、現行ガイドライン制定(平成23年11月)以降の法改正内容を整理。
 - 改正内容のうち、ガイドライン改正に影響し得る内容はない。

	法令	改正日	改正内容
② その他の法令 (財産管理、 活用推進等)	国有財産法	なし	—
	地方自治法	平成24年 9月5日	地方議会制度、議会と長との関係、直接請求制度、国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等
		平成26年 5月30日	指定都市制度の見直し、中核市制度と特例制度の統合、新たな広域連携の制度の創設
		平成29年 5月17日	地方公務員の臨時・非常勤職員について、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備
		平成29年 6月9日	内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し
	令和5年 5月8日	地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し	
測量法	なし	—	

論点2:法制度関係

○二次利用に関連する法令の改正等を踏まえた検討事項

【ガイドライン改正における検討事項案】

- 著作権法の改正のうち、付随対象著作物に利用に係る規定、デジタル化・ネットワーク化の進展及び教育の情報化に関する権利制限規定の反映を検討。
- 法令改正について論点1も踏まえながらガイドラインへの反映事項を検討。

【本日議論いただきたい事項】

- 現行ガイドライン制定(平成23年11月)以降の法改正の内容のうち、着目すべき内容はあるか。

論点2:法制度関係

オープンデータ化の考え方の普及を踏まえた 検討事項

【現行ガイドラインにおけるオープンデータに関する記載】

- 現行ガイドラインではオープンデータ化における留意事項等について具体的な記載はない。
 - 測量成果等の提供・流通において、個別の申請・承認による提供の場合については、申請書への留意事項の記載例が具体的に提示されているが、不特定多数に提供するときの約款については詳細が規定されていない。
- 一方、現行ガイドラインの策定以降、「官民データ活用推進基本法(平成28年)」の施行など、法的にもオープンデータ化を推進する動きがある。それに伴い、国や地方公共団体が提供する統計データ等におけるオープンデータの考え方が普及しつつある。
- ガイドライン改正にあたっては、以下の事例を参考に検討を進める。
 - デジタル庁「オープンデータ基本方針」:オープンデータに関する考え方を踏襲。
 - 国土交通省「3D都市モデルの導入ガイダンス」:二次利用にあたっての知的財産権侵害の該当性の考え方、留意事項を整理しており、知的財産権を踏まえたルール等を整理する際の参考とする。

【ガイドライン改正における検討事項案】

- 二次利用ガイドラインの記述においては、国が主導するオープンデータの方針に沿った記述とするとともに、「二次利用可能なルール」がデータ提供者にわかりやすく示されるよう留意事項等を取りまとめる。
 - ✓ デジタル庁「オープンデータ基本方針」、国土交通省「3D都市モデルの導入ガイダンス」等の記載を参考に、ルール、留意事項を整理

【本日議論いただきたい事項】

- デジタル庁「オープンデータ基本方針」、国土交通省「3D都市モデルの導入ガイダンス」の他に参照すべきガイドライン、指針等があるか。

まとめ

二次利用ガイドラインの検討事項まとめ

論点1:技術進展関係

○新たに取得可能となった測量成果等に関する検討事項

【ガイドライン改正における検討事項案】

- 従来の2次元の地図や空中写真等に加え、3次元点群データ(付随する写真含む)等の3次元の地理空間情報が対象。

(1)知的財産権を含む測量成果等に関する権利帰属等の整理

- ①それぞれの測量成果等(途中段階で取得されるデータを含む)が知的財産となる場合の留意点等
- ②それぞれの測量成果等(途中段階で取得されるデータを含む)を作る過程で、意図的に(あらかじめ作業工程で想定する形で)他者の測量成果等(著作物)を利用する場合の留意点等
- ③それぞれの測量成果等(途中段階で取得されるデータを含む)が第三者の権利を含む場合の留意点等

(2)知的財産権に関する権利処理の方法等の整理

【本日議論いただきたい事項】

- 従来の2次元の地図や空中写真等に加え、3次元点群データ(付随する写真含む)等の3次元の地理空間情報の他に、対象とすべき測量成果等はあるか。
- 検討すべき知的財産権として、著作権、商標権、意匠権の他にあるか。
- 知的財産関連法令のほかに、検討対象とすべき法令はあるか。
- 知的財産権侵害への該当性を判断する際の指標として、以下を想定。その他の指標はあるか。
 - ✓ 精度(画像の解像度、点密度)
 - ✓ 取得頻度
 - ✓ 撮影方向(データ取得の範囲)
 - ✓ 測量成果等イメージ

二次利用ガイドラインの検討事項まとめ

論点2: 法制度関係

○二次利用に関連する法令の改正等を踏まえた検討事項

【ガイドライン改正における検討事項案】

- 著作権法の改正のうち、付随対象著作物に利用に係る規定、デジタル化・ネットワーク化の進展及び教育の情報化に関する権利制限規定の反映を検討。
- 法令改正について論点1も踏まえながらガイドラインへの反映事項を検討。

【本日議論いただきたい事項】

- 現行ガイドライン制定(平成23年11月)以降の法改正の内容のうち、着目すべき内容はあるか。

○オープンデータ化の考え方の普及を踏まえた検討事項

【ガイドライン改正における検討事項案】

- 二次利用ガイドラインの記述においては、国が主導するオープンデータの方針に沿った記述とするとともに、「二次利用可能なルール」をデータ提供者がわかりやすく示されるよう留意事項等を取りまとめる。
 - ✓ デジタル庁「オープンデータ基本方針」、国土交通省「3D都市モデルの導入ガイダンス」等の記載を参考に、ルール、留意事項を整理

【本日議論いただきたい事項】

- デジタル庁「オープンデータ基本方針」、国土交通省「3D都市モデルの導入ガイダンス」の他に参照すべきガイドライン、指針等があるか。

今後の進め方(案)

事務局の今後のタスク(案)

- 論点1及び論点2について、お示した検討事項案を本日のご議論に基づき修正し、書面での調査の実施。
- 論点1及び論点2に関する議論の他、社会情勢の変化に応じて新たに検討対象とすべきトピックの整理。
例：生成AI、メタバースの普及に伴う知的財産権上の留意事項等
- 論点1及び論点2で示した法令の他、新たに検討対象とすべき法令がないか整理。
例：不正競争防止法、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(リモセン法) 等
- 測量成果等の二次利用や知的財産権処理等の現状、重点的に記載すべきことを絞り込むための利活用を資した法令・技術等のテクニカルな情報、その他社会動向等の把握のためのヒアリング調査に向けたヒアリング対象・ヒアリング内容の整理、及び実施。